

志賀中学校 いじめ防止基本方針 2019

**志賀中学校に関わるすべての者は、
『いじめ』を「しない」「させない」「見逃さない」**

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、生徒の心身の健全な成長及び人格の形成等に甚大かつ重大な危険を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険性を生じさせるものである。また、いじめは行為そのものを捉えると犯罪とも言えるものであり、社会的にも教育の場においても許されるものではない。

さらに、いじめは、いつでも、どこからでも、どの生徒にでも起こり得るものであり、どの生徒も被害者と加害者の両方になり得るといふ危険性をもはらんでいる。まさに、いじめの問題への取組は、人格の形成を目標とする学校教育にとって喫緊の課題である。

これらの基本的な考えを基に、わが志賀中学校では、すべての生徒・教師が、『いじめ』を「しない」「させない」「見逃さない」を基本理念とし、いじめを生み出す弱い心に打ち克ち、いじめを許さない強い心ときずなを育みながら、学校全体で組織的にいじめ防止に取り組んでいく。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条において『いじめ』とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

3 いじめの防止のための組織

(1) 目的及び名称

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。

組織の名称は、「志賀中いじめ問題対策チーム」とする。

(2) 機能及び役割

- ・「志賀中学校いじめ防止基本方針」の策定（組織として一貫した対応）
- ・いじめの未然防止およびいじめ防止の啓発等の予防的取組の企画立案、また、PDCAサイクルでそれらの見直しを図る。（いじめを見逃さない学校づくりの推進）
- ・学校や教職員のいじめ問題対応力向上（複数回の校内研修の企画・実施）
- ・いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
- ・「志賀中学校いじめ防止基本プログラム」の策定（実践の検証と改善）→チェックリストの作成、共有
- ・いじめアドバイザーや委員会、その他関係機関、保護者との連携

(3) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、

追加補足①

- ・けんかやふざけ合いであっても，見えないところで被害が発生している場合があるため，背景にある事情の調査も行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを「志賀中いじめ問題対策チーム」で判断するものとする。
- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために，児童生徒及び保護者に対して自らの存在及び活動を容易に認識される取組（礼：全校集会の際の説明）を実施する。また，いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し，事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識される必要がある。
指導に当たっては，児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論することにより，正面から向き合うことができるよう，実践的な取組を行う。
- ・いじめは重大な人権侵害に当たり，被害者，加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり，決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること，不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても実例を示しながら，人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いであること。

追加補足*②

いじめの「解消している状態」について

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることを目安とする。いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること，被害児童生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

学校いじめ対策組織においては，いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため，支援内容，情報共有，教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する。

③いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で，児童生徒が真にいじめを乗り越えた状態とは，加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけではなく，被害児童生徒の回復，加害児童生徒の抱えるストレス等の問題の除去，被害児童生徒とか加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係修復を経て，双方の当事者や周りの者全員を含む集団が，好ましい集団活動を取り戻し，新たな活動に踏み出すことをもって達成される者である。

(4) いじめ問題対策チームの役割

校長

- いじめ問題に対する一致協力体制を確立する。
- いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくりを推進する。
- 「いじめ問題対策チーム」の招集・役割分担の指示・いじめアドバイザーの要請をする。
- 情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

教頭

- 校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について、教職員の理解を図る。
- 実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身に付ける体制をつくる。
- いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取り組みを推進する。
- PTA や関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。
- いじめの係る情報があつた時に、緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

生徒指導主事

- 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 学年会、生徒指導部会、職員会議などの場で、解決策についてリーダーシップを発揮する。
- 校長・教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決に当たる。
- 加害生徒への指導方針を検討し、他の教職員との連携しながら指導を推進していく他、警察など他の団体との連携した措置を含め対応する。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を果たす。
- いじめの被害児童生徒に対する支援・課外児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、・実行・検証・修正を行う。
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

学年主任

- 学級担任との連携を図り、学年内のいじめの把握に努める。
- 担任と問題解決に当たるとともにいじめの情報を積極的に学年会で共有する。
- 学年内のいじめについて生徒指導主事や校長・教頭に報告し、担任も含めて対応策を検討する。また、必要に応じて他学年との連携を図る。
- 学年の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。
- いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCA サイクルの実行を含む。)

学年団

学級担任

- 自分の学級にもいじめはあり得るとの認識をもち、生徒の日々の生活や言動をきめ細かく観察する。
- 授業中に言葉をかけたり、休み時間に一緒に遊んだりするなど、可能な限り生徒と積極的にふれあうようにする。
- いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、特定の教員で抱え込まず、学校が組織的に対応する。
- 生徒や保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意を持って対応する。
- いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

教科担任

教育相談・養護教諭・学校医

- 学級担任が気づきにくい生徒の様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。
- 訴えてきた生徒の心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室や相談室の雰囲気づくりに努める。
- 把握したいじめの情報を担任や生徒指導主事、教頭、校長に伝え、解決に向けて有効な対策を講じる。
- 被害生徒の心に寄り添い、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応及び今後の方針案を検討する。
- 担任と十分な連絡をとり、家庭との連携を密にして問題の解決に努める。

SC・SSW・ハートフル相談員・他外部専門家

- 悩み相談等で情報をキャッチした場合、直ちに対策チームに報告する。
- いじめられた生徒・いじめる生徒双方の心の問題についてケアする。

4 いじめ防止および早期発見のための取組

(1) いじめ未然防止への取組

いじめは、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、一人一人が認められ、お互いを思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組み、本校のいじめに対する基本理念である「しない」「させない」「見逃さない」を実現していく。加害の背景には、学習や人間関係などのストレス要因に着目し、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できるコミュニケーション活動や場の工夫、ストレスへの対処法などについて取り組んでいく。生徒には、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを理解させていく。具体的には以下の取り組みを行う。

①学習規律への取組

- ・ベル学
- ・「聴く」態度の育成
- ・「授業の心得」の共通実践

②活用力の育成と「学びの実感」を目指した授業改善

- ・それぞれの能力に応じて課題について個人で思考する
- ・他者と対話し、そこから学び合い、認め合い、考えを発展させる
- ・学び合いを生かしてまとめる
- ・学びの変容を振り返ったり、授業で得た学びを表現したりする

③道徳の時間を要とした道徳教育の充実

- ・教育活動全体で道徳を推進し、その指導方法の改善と取り組み体制の確立を目指す

④特別活動の充実と活用

- ・学活の活用（人間関係づくりの計画的な実施、学級集団づくり）
- ・旅行・集団宿泊的行事における班学習（相互理解及び協力）
- ・生徒会が中心となった生徒討論会
（いじめ撲滅をテーマに全校生徒参加による討論会を企画・実施）
- ・体育祭や文化祭を活用した集団への所属感や連帯感の醸成

⑤総合的な学習の時間での横断的・探究的な学習の充実

- ・協同的に問題解決を図る学習（4月例：1年校外学習、2年金沢自主探究、3年修学旅行）

生徒の成果物などへのプラス評価コメント

⑦生活アンケートやいじめアンケートの実施

⑧QU アンケートの実施と活用

⑨個人面談や保護者面談の実施

⑩生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校報、学年・学級通信（学校いじめ防止基本方針やいじめに関する各種リーフレット等の掲載・配布）
- ・HPの活用（学校HPにいじめ防止の基本方針を掲載する。）
- ・PTA対象に非行被害防止講座でネットトラブルに関する講話（7月予定）
- ・入学時や年度開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・保護者、地域住民、関係機関の参画を得て、協議を重ねながらいじめ防止等の対策に係る連携について定める。

⑪特別支援教育との観点から

- ・特別支援教育の視点を取り入れた授業展開（ユニバーサルデザインへの意識）
- ・「気づき票」の活用（障害等が隠れていないか）

⑫小学校からのファイルの受け渡しによる情報交換及び継続支援

⑬インターネット等を通じて行われるいじめ防止対策の推進

- ・情報モラル教育の充実とネットトラブル防止教室の開催
- ・PTA 憲章の一部改正

⑭全校集会・学年集会の活用

⑮部活動での取組

- ・異学年間の人間関係の醸成
- ・協力する心、感謝する心、継続する心、高め合う心
- ・部活終了後の校歌斉唱（所属感、愛校心）

⑯教職員研修の推進

- ・定例の職員会議の生徒理解で情報交換及び共通理解
- ・いじめ防止等に関する事例研修（8月）
- ・自己肯定感や充実感の味わえる「わかる授業」の展開
- ・県教委発行の「体罰のない学校づくり STOP 体罰 一改訂版」及び本校「危機管理マニュアル」の「事故・不祥事防止のためのチェックリスト」の活用
- ・学校研究の推進（学び合いのある授業づくり）
- ・年間での学校いじめ防止プログラムの策定

(2) いじめ早期発見の取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、発見しにくいことが多い。些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していく姿勢をもつ。

①生徒に対する日常観察

ア 健康観察

イ 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書等への落書き、机の合わせ方、グループ活動内の様子など

ウ 休み時間：移動教室へ行く様子、からかいの様子など

エ 給食：極端な盛りつけ、配膳の様子、食欲、周りの距離など

オ 部活動：無断休部、一緒に活動しない、雑用の押しつけなど

カ 登下校：時間帯、ひとりぼっち、荷物の押しつけなど

②「毎トレノート」（生活記録＋自学ノート）の点検

③いじめや悩みに関するアンケート調査の実施

（年3回：教育相談の前、及び必要に応じて）

④教育相談（年3回：6月、11月、2月）

⑤相談箱の設置

※②～⑤等の情報共有の方法について

発見者→学年主任→生徒指導主事→校長/教頭

⑥特別支援教育の視点（トラブルの背景に障害等が隠れていないか）

⑦迅速な情報の共有

・休み時間職員室で

・SC、養護教諭、特別支援教育コーディネーターからの情報

・生徒理解シートへの入力と活用

(3) いじめに対する措置

①いじめを発見・通報を受けた教員等は一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織で直ちに情報を共有し、迅速に対応を進める。

追加補足

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報に速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応に繋げる。

②初期対応では、いじめを受けた生徒の心身の安全の確保を最優先に進める。あわせて、いじめを知らせてきた生徒の心身の安全を確保する。（主に学級担任）

③生徒指導主事は、校長・教頭に報告する。

④校長は、「志賀中いじめ問題対策チーム」を招集する

⑤「志賀中いじめ問題対策チーム」では、役割分担や個別案件対応班の設置、指導の方針を決定する。

⑥個別案件対応班では、指導の方針を確認し、役割分担をする。場合によっては、いじめ対応アドバイザーを要請する。

⑦役割分担に従い、加害側・被害側・周辺生徒それぞれに事情を聞き取り、集約整理しながら、事実関係を明らかにする。また、情報を適宜記録する。

⑧個別案件対応班の主担当（生徒指導主事）は、校長・教頭に報告するとともに、具体的な対応策について検討する。生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

⑨校長は、「志賀中いじめ問題対策チーム」を招集し、方針と具体的な取り組みを決定する。

⑩決定方針に基づき、指導・ケアを行う。加害者に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携の措置を含め対応する。また、成長支援の観点を位置づけ、支援に繋げる。被害生徒に対しては、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応及び今後の方針案を決定し、徹底して守り通す。（教育相談担当・養護教諭）

さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる行為へのケアを行う。

⑪加害生徒・被害生徒の家庭に連絡し、直接会って状況説明及び今後の具体的な対策を伝える。その後、家庭との連携方法を話し合い、協力を願う。場合によっては外部機関との連携の必要性を説明する。

⑫必要に応じて、当事者を交えた話し合いを行う。

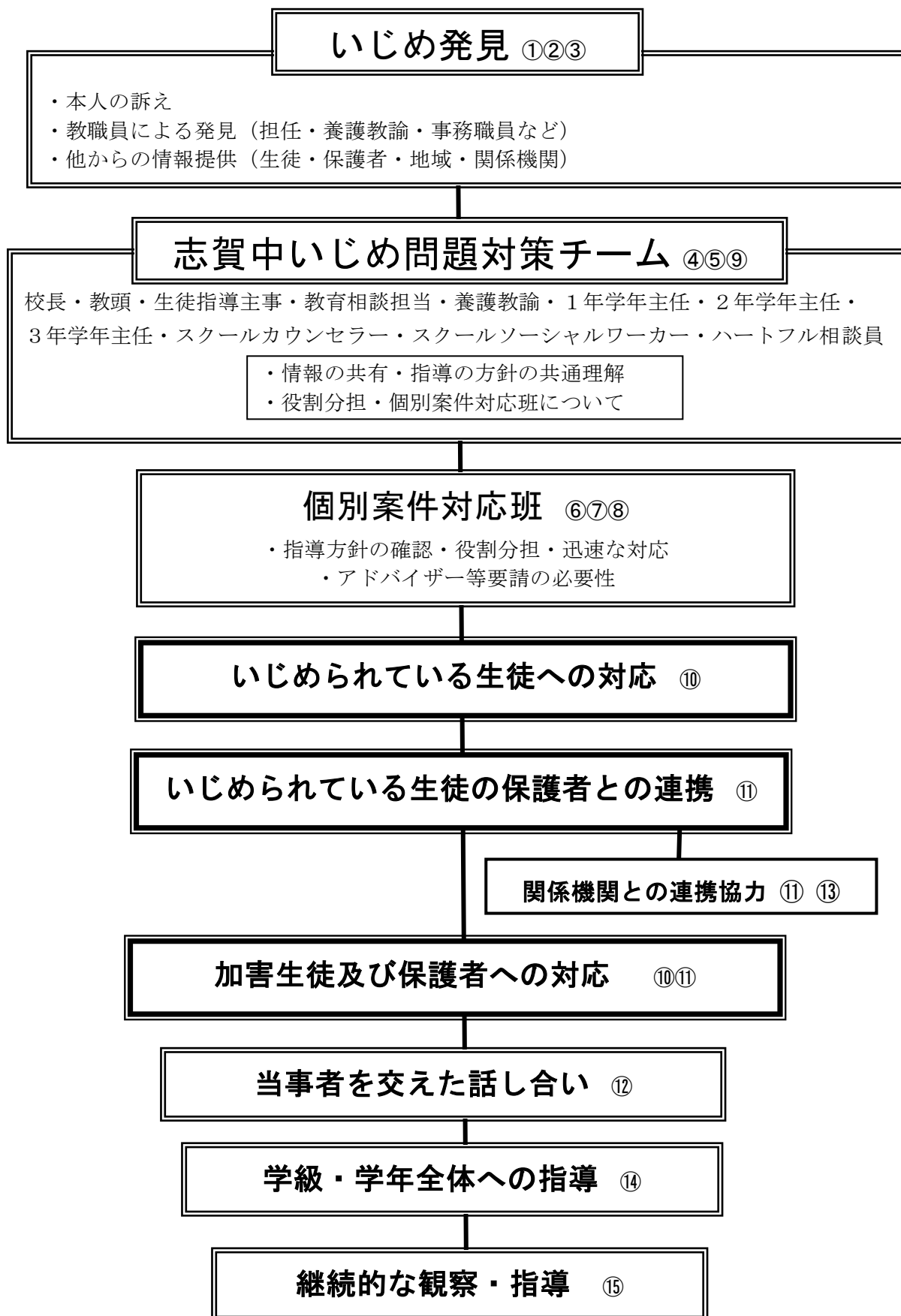
⑬教育委員会等へ報告・相談し、連携・協力できる体制を速やかに構築する。

⑭学年主任及び学級担任は、学年全体への指導を行う。

⑮再発防止に向けての継続観察・支援を行う。

⑯P. 47 2 いじめの定義追

「いじめ問題発生時における対応組織図」



5 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

（1）重大事態について（第1号）

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合」（第2号）
 - ・年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合
- ③生徒の保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
 - ・「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

（2）重大事態への対処

- ①重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに志賀町教育委員会に報告する。
- ②志賀町教育委員会と協議の上、教育委員会が重大事態の調査の主体を判断する。
- ③万が一不幸にして生命及び心身に重大な被害が起きてしまった場合には、本校「危機管理マニュアルー生徒事故の緊急対応チェックリスト」に基づいた対処を行う。

※教育委員会が、

<学校が調査主体と判断した場合>

- ①校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- ②学校は、志賀町教育委員会の指導・助言のもと、「志賀中いじめ問題対策チーム」を母体とした調査組織を設置する。当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家や利害関係の有しない第三者の参加を図る。
- ③上記組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。調査の方法については、国や県の基本方針や国の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の動向などを十分参考にする。
- ④いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体と判断した場合>

- ①学校は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

6 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- （1）携帯電話やスマートフォン等は、所持しないことを原則とする。
- （2）家庭の判断で所持させる場合には、保護者の責任と監督の下、使い方について家庭で十分にルール作りをするよう協力を依頼する。パソコンや携帯音楽プレーヤーなど、インターネットやソーシャルメディアを使える機器を所持する場合も同様である。
- （3）インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、問題箇所の確認、印刷、保存、メモ等をし、「志賀中いじめ問題対策チーム」で取り上げ、対応を協議する。書き込みや画像については、書き込んだ本人に削除等を要請するが、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

○志賀中学校いじめ防止に対する取組の年間計画

	○志賀中いじめ問題 対策チーム」◆職員	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○◆「志賀中いじめ防止 基本方針」の内容確認 ◆生徒理解	・エンカウンター(学級開き) ・学年開き ・1年校外学習 ・2年金沢自主プラン ・3年修学旅行	・相談箱の周知 ・身体計測 ・悩みアンケート	・情報モラル啓発(学年 懇談会) ・公開授業 ・PTA総会
5月	◆校内研修会 (学び合い) ◆生徒理解	・唐戸山相撲大会応援練習 ・ピアカウンセリング	・悩みアンケート ・第1回Q-Uの実施	・いじめ防止基本方針の HP掲載 ・部活動参観
6月	◆校内研修会 (学び合い) ◆生徒理解	・唐戸山相撲大会 ・エンカウンター ・1年技術科(情報モラル)	・Q-Uの結果の分析 ・教育相談 ・生活アンケート ・いじめアンケート	・地区懇談会 ・学校評価委員会
7月	◆校内研修会 (学び合い) ◆取組の評価アンケート	・職場体験学習(2年) ・生徒討論会 ・人権教室(3年)	・SNSアンケート	・非行被害防止講座 ・学校評価アンケート ・保護者懇談会
8月	○中間評価・検証 ◆生徒理解・事例研修			・家庭訪問
9月	◆校内研修会 (学び合い) ◆生徒理解	・体育祭応援合戦 ・エンカウンター	・身体計測	
10月	◆校内研修会 (学び合い) ◆生徒理解	・3年技術科(情報モラル) ・文化祭(合唱コンクール)	・生活アンケート ・いじめアンケート	・文化祭
11月	◆生徒理解 ◆校内研修会 (学び合い)	・1,2年エンカウンター ・2年技術科(情報モラル)	・教育相談	・学校公開 ・学校評価委員会
12月	◆取組の評価アンケート ○評価・検証 ◆生徒理解	・人権週間 ・生徒討論会	・第2回Q-Uの実施 ・Q-Uの結果の分析	・学校評価アンケート ・保護者懇談会
1月	◆生徒理解	・1,2年エンカウンター		・入学説明会で情報モラ ル啓発
2月	◆校内研修会(学び合い) ○自己評価 ◆生徒理解		・生活アンケート ・いじめアンケート ・教育相談	・学校評価委員会
3月	○志賀中いじめ防止基 本方針の見直し ◆生徒理解	・学級編制		
通年	・生徒理解シート ・気づき票 ・情報収集 ・日常観察	・道徳教育の充実 ・わかる授業 ・グループ活動 ・あいさつ運動	・健康観察 ・相談箱 ・「毎トレノート」	・HPの更新 ・学校報, 各種たより